諮問日:令和5年8月9日(令和5年度(最情)諮問第9号)

答申日:令和6年3月21日(令和5年度(最情)答申第17号)

件 名:令和4年度簡裁判事選考試験合格者数のうち女性の人数及び全体に占める

割合の不開示判断(不存在)に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書(以下「本件開示申出文書」という。)の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は、いずれも作成し、又は取得していないとして不開示とした判断(以下「原判断」という。)は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和5年4月10日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号) (以下「女性活躍推進法」という。)では男女別人数及び女性比率の記載が義 務付けられているところ、簡易裁判所判事の女性比率は極めて低いのであるか ら、今年度の合格者数を公表し、その原因について調査して解決方法を国会や 国民に提示すべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所において、本件開示申出文書を探索したが、該当する文書は存在 しなかった。なお、裁判所においては、女性活躍推進法に基づき、令和3年3 月31日付け「裁判所特定事業主行動計画」を策定し、簡易裁判所判事の採用 者数(女性人数を含む。)を公表しており、このための司法行政文書は作成しているが、簡易裁判所判事候補者選考の合格者数は公表しておらず、そのうちの女性の人数及び割合も公表していない。その他最高裁判所において、本件開示申出文書を作成又は取得している事実はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年8月9日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 令和6年2月16日 審議
- ④ 同年3月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の説明によれば、最高裁判所において、本件開示申出文書を探索したが、該当する文書は存在しなかったということである。最高裁判所事務総長は、その理由として、裁判所においては、女性活躍推進法に基づき、裁判所特定事業主行動計画を策定し、女性人数を含む簡易裁判所判事の採用者数を公表し、このための司法行政文書は作成しているが、簡易裁判所判事候補者選考の合格者数(そのうちの女性の人数及び割合を含む。)については、公表していない旨説明している。女性活躍推進法の趣旨に照らせば、女性人数を含む簡易裁判所判事の採用者数を公表することで足りるといえるから、上記最高裁判所事務総長の説明に特段不合理な点は見当たらない。
- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を 保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開 · 個人情報保護審查委員会

委員長 髙 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 令和4年度簡裁判事選考試験合格者のうち女性の人数
- 2 上記の全体に占める割合(百分率)